大治町公共施設等個別施設計画

大治町多世代交流センター

令和3年3月 (令和5年12月改訂)

目次

1.	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.
2.	計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
3.	施設の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
4.	施設の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
5.	施設の状態等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.: 5-1 令和3年度の状態
	5-2 令和5年度の状態・・・・・・・・・・・・P.6
6.	維持修繕・更新等の対策の優先順位 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7.	PDCAサイクル推進等に係る方針・・・・・・・・・・・・P.9
8.	対策内容・実施期間・概算費用・・・・・・・・・・・・ P. 10
9.	脱炭素化の推進に係る方針・・・・・・・・・・・・・・ P. 10

1. 計画策定の趣旨

昭和63年3月に高齢者の福祉施設である老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンターと、西公民館と併設した複合施設として竣工して30年以上経過し、老朽化が進行している。令和5年8月には、子どもから高齢者までが交流できる多世代交流センターとして改修し運用を開始した。災害時においては、避難所となる重要度の高い施設であるので、機能の維持・確保については万全を期する必要がある。

2. 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とする。

3. 施設の概要

施設名	大治町多世代交流センター
大分類	市民文化系施設
中分類	集会施設
所在地	大治町大字西條字西之割60番地の1
所管部課	福祉部 多世代交流センター
敷地面積	2, 6 6 9 m²
延床面積	1,750.279㎡ ※令和6年度から介護審査会事務局を設置する予定
建物構造	RC造(鉄筋コンクリート造)
建物階数	2階
竣工年度	昭和63年度(経過年数:33年)
耐震性能	新耐震基準(昭和56年6月の建築基準法改正以降の建築基準)

4. 施設の役割

子どもから高齢者までが一つの事業に参加できる場を確保することにより、地域での交流の促進を図ることを目的とする。

5. 施設の状態等

5-1 令和3年度に実施した専門家による法定定期点検並びに日々の点検の結果に基づき、 施設の状態を以下の表のとおり列記する。

		よりの衣のとわり外記する。			
		調査項目	調査結果		
1. 敷	地及び地盤				
地盤		地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	要是正:北東段差部分 について、亀裂・空洞 化あり。		
敷地		敷地内の排水の状況	特に指摘事項なし		
敷地内	の通路	①敷地内の通路の確保 ②有効幅員の確保の状況 ③敷地内の通路の支障物の状況	特に指摘事項なし		
塀、擁	壁	①組積造の塀又は補強コンクリートブロック 造の塀等の耐震対策の状況、②同劣化及び損 傷の状況、③擁壁の劣化及び損傷の状況、④ 擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	特に指摘事項なし		
2. 建	築物の外部				
基礎		基礎の沈下等の状況。基礎の劣化及び損傷の 状況。	特に指摘事項なし		
外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれ のある部分の防火対策の状況。鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯 体の劣化及び損傷の状況。	特に指摘事項なし		
	外装仕上げ 材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。) モルタル等の劣化及び損傷の状況。	特に指摘事項なし		
	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況。はめ殺し窓 のガラスの固定の状況。	特に指摘事項なし		
3. 屋	上及び屋根				
屋上面	<u> </u>	 屋上面の劣化及び損傷の状況。	特に指摘事項なし		
屋上周り(屋上面を除く)		パラペットの立ち上がり面の劣化及び損傷の 状況。笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況。金属笠木の劣化及び損傷の状況。排水講 (ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況。	特に指摘事項なし		
屋根(屋上面を除 く)		屋根の防火対策の状況。屋根の劣化及び損傷の状況。	特に指摘事項なし		
機器及び工作物(冷 却等設備、広告塔 等)		機器、工作物本体及び接合部の劣化、損傷の状況。支持部分等の劣化及び損傷の状況。	要是正:空調屋外機、分電盤等に錆あり。		
4. 建	築物の内部				
防火		第9項に規定する区画の状況第1項から第3項まで又は同条第5項から第	特に指摘事項なし		
区画	下舟112年	特に指摘事項なし			

	8項までの各項に規定する区画の状況						
	防火区画の 外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び 同条第11項に規定する防火設備の処置の状 況	特に指摘事項なし				
		令第112条第10項に規定する外壁等及び 同条第11項に規定する防火設備の劣化及び 損傷の状況。	特に指摘事項なし				
壁の 室内 に面	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及 び損傷の状況。	特に指摘事項なし				
部分	1時間準る大学の一個では、1時間準に準の大学では、10時間	準耐火性能等の確保の状況。部材の劣化及び 損傷の状況。鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷 の状況。給水管、配電管その他の管又は風道 の区画貫通部の充填等の処理の状況	特に指摘事項なし				
	令第128 条の5各項 に規定する 建築物の壁 の室内に面 する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	特に指摘事項なし				
床	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化、損傷の状況。	特に指摘事項なし				
	1時間準に準にをは、1時間準に準ののでは、1時間では、1時では、1時間では、1時間では、1時間では、1時間では、1時間では、1時間では、1時間	準耐火性能等の確保の状況。部材の劣化及び 損傷の状況。給水管、配電管その他の管又は 風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	特に指摘事項なし				
天井	令第128 条の5各項 に規定する 建築物の天 井の室内に	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況。室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況。	特に指摘事項なし				
	面する部分						

防火設備(防火扉、 防火シャッターそ の他これらに類す るものに限る)		区画に対応した防火設備の設置の状況。居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況。昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況。防火扉の開放方向。	特に指摘事項なし特に指摘事項なし	
等	>\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況。	141-111M4 X.8.0	
居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況。採 光の妨げとなる物品の放置の状況。換気のた めの開口部の面積の確保の状況。換気設備の 設置の状況。換気設備の作動の状況。換気の 妨げとなる物品の放置の状況。	特に指摘事項なし	
5. 避	難施設等			
	20条第2 定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の 状況	特に指摘事項なし	
廊下		幅員の確保の状況。物品の放置の状況。	特に指摘事項なし	
出入口		出入口の確保の状況。物品の放置の状況。	特に指摘事項なし	
階段		直通階段の設置の状況。幅員の確保の状況。 手すりの設置の状況。物品の放置の状況。階 段各部の劣化及び損傷の状況。	特に指摘事項なし	
排煙 設備 等	防煙壁	防煙区画の設置の状況。防煙垂れ壁の劣化及 び損傷の状況。可動式防煙垂れ壁の作動の状 況。	特に指摘事項なし	
	排煙設備	排煙設備の設置の状況。自然排煙口の維持保 全の状況。	特に指摘事項なし	
その 非常用の照 他の 明装置 設備 等		非常用の照明装置の設置の状況。 非常用の照明装置の作動の状況。 照明の妨げとなる物品の放置の状況。	特に指摘事項なし	
6. そ	·の他			
煙突 建築物に設ける煙突		煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況。付帯金物の劣化及び損傷の状況。	特に指摘事項なし	
浄化槽	設備		特に指摘事項なし	
浴槽設	備		特に指摘事項なし	

電気設備	特に指摘事項なし
消防設備	特に指摘事項なし
空調設備	特に指摘事項なし
自動ドアー	特に指摘事項なし
浴槽ろ過装置	特に指摘事項なし

5-2 令和5年度に実施した専門家による法定定期点検並びに日々の点検の結果に基づき、施設の状態を以下の表のとおり列記する。

調査項目			調査結果		
1. 敷地及び地盤					
地盤		地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	特に指摘事項なし		
敷地		敷地内の排水の状況	特に指摘事項なし		
敷地内	1の通路	敷地内の通路の確保	特に指摘事項なし		
		有効幅員の確保の状況			
		敷地内の通路の支障物の状況			
塀、擁	េ	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造	特に指摘事項なし		
		の塀等の耐震対策の状況、同劣化及び損傷の			
		状況、擁壁の劣化及び損傷の状況、擁壁の水			
	a fata al f	抜きパイプの維持保全の状況			
2. 建	築物の外部				
基礎		基礎の沈下等の状況。基礎の劣化及び損傷の	特に指摘事項なし		
		状况。			
外壁	躯体等	 外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれ	特に指摘事項なし		
713	3211 3	のある部分の防火対策の状況。鉄筋コンクリ	111 - 1111111 1 7 0 0		
		ート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯			
		体の劣化及び損傷の状況。			
	外装仕上げ	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除	バルコニー手摺壁天端		
	材等	⟨。)	にクラック・浮きあ		
		モルタル等の劣化及び損傷の状況。	り。(※1)		
	窓サッシ等	 サッシ等の劣化及び損傷の状況。	特に指摘事項なし		
	心リング寺	- サラン等の分に及び損傷の状況。 - はめ殺し窓のガラスの固定の状況。	1寸(こ)日间中で入るし		
		TOWN ON TOWN OF THE PROPERTY O			
3. 屋	上及び屋根				
屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況。	特に指摘事項なし		
屋上周り(屋上面を		パラペットの立ち上がり面の劣化及び損傷の	特に指摘事項なし		
除く)		状況。笠木モルタル等の劣化及び損傷の状			
		況。金属笠木の劣化及び損傷の状況。排水講			
		(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況。			
屋根(屋上面を除		屋根の防火対策の状況。屋根の劣化及び損傷	特に指摘事項なし		
<)		の状況。			

機器及び工作物(冷 却等設備、広告塔 等) 4. 建築物の内部		機器、工作物本体及び接合部の劣化、損傷の状況。支持部分等の劣化及び損傷の状況。	特に指摘事項なし
防火		- ★第9項に規定する区画の状況	特に指摘事項なし
区画	令第112条	◆第1項から第3項まで又は同条第5項又は第 0項までの各項に規定する区画の状況	特に指摘事項なし
	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び 同条第11項に規定する防火設備の処置の状 況	特に指摘事項なし
		令第112条第16項に規定する外壁等及び 同条第11項に規定する防火設備の劣化及び 損傷の状況。	特に指摘事項なし
壁の 室内 に面	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況。	特に指摘事項なし
お分部分	耐火構造の 壁又は準耐 火構造の壁 (防火区画 を構成する 壁等に限 る。)	準耐火性能等の確保の状況。部材の劣化及び 損傷の状況。鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷 の状況。給水管、配電管その他の管又は風道 の区画貫通部の充填等の処理の状況	特に指摘事項なし
	令第128 条の5各項 に規定する 建築物の壁 の室内に面 する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	特に指摘事項なし
床	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリー ト造の床躯体の劣化、損傷の状況。	特に指摘事項なし
	耐火構造の 床又は準耐 火構造の床 (防火区画 を構成する 床に限 る。)	準耐火性能等の確保の状況。部材の劣化及び 損傷の状況。給水管、配電管その他の管又は 風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	特に指摘事項なし
天井	令第128 条の5各項 に規定する 建築物の天	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況。室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況。	特に指摘事項なし
	井の室内に面する部分		
	備(防火扉、 イッターそ	区画に対応した防火設備の設置の状況。居室 から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の	特に指摘事項なし

の他これらに類す るものに限る)又は		通路に設置された防火設備におけるくぐり戸 の設置の状況。昭和48年建設省告示第25		
戸	ハードのノメル	63号第1第一号口に規定する基準への適合		
		の状況。防火扉の開放方向。		
照明器	具、懸垂物	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況。	特に指摘事項なし	
等		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂		
		物等の状況。		
居室の	採光及び換	採光のための開口部の面積の確保の状況。採	特に指摘事項なし	
気		光の妨げとなる物品の放置の状況。換気のた		
		めの開口部の面積の確保の状況。換気設備の		
		設置の状況。換気設備の作動の状況。換気の		
		妨げとなる物品の放置の状況。		
5. 避	難施設等			
令第1	20条第2	令第120条第2項に規定する通路の確保の	特に指摘事項なし	
項に規	定する通路	状況		
廊下		 幅員の確保の状況。物品の放置の状況。	特に指摘事項なし	
ا داخار			小(に)目間手でない	
出入口		出入口の確保の状況。物品の放置の状況。	特に指摘事項なし	
階段		直通階段の設置の状況。幅員の確保の状況。	特に指摘事項なし	
101/		手すりの設置の状況。物品の放置の状況。階	14(-1419) 1. 7 8 0	
		段各部の劣化及び損傷の状況。		
l.II. land	74-1-77		(Ide) = Alex laterate and (A.)	
排煙	防煙壁	防煙区画の設置の状況。防煙垂れ壁の劣化及	特に指摘事項なし	
設備		び損傷の状況。可動式防煙垂れ壁の作動の状		
等		況。		
	排煙設備	排煙設備の設置・作動の状況。自然排煙口の	特に指摘事項なし	
		維持保全の状況。		
その	非常用の照	非常用の照明装置の設置の状況。非常用の照	特に指摘事項なし	
他の明装置		明装置の作動の状況。照明の妨げとなる物品	111-11111111111111111111111111111111111	
設備		の放置の状況。		
等				
6. その他				
煙突	建築物に設	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損	特に指摘事項なし	
	ける煙突	傷の状況。付帯金物の劣化及び損傷の状況。		
\•\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	 タについてけま	 		

^{※1}補修については対応済。

6. 維持修繕・更新等の対策の優先順位

建設以降、建物本体に対しては、過去に大規模改修工事は実施しておらず、設備に対しては、平成19年度に空調設備改修工事、平成24年度に浴槽給湯設備等取替工事、令和元年度に自動火災報知設備改修工事、令和2年度に浴槽用ろ過器取替工事、令和3年度に昇降設備(エレベーター)の取替工事を行っている。

今後、安全な資産として活用していくため、毎年度の保守点検及び3年毎の法定点検の結果を踏まえて、**ZEB化を視野に修繕や更新を進めていく。**

令和5年度には、大治町多世代交流センターとして利用するにあたり、現施設の形態を大きく変更せず、利用目的に応じた室内改修を基本とし、その他空調設備の更新や駐車場の整備を行っている。

7. PDCAサイクル推進等に係る方針

施設マネジメントを進めていくうえで、将来にわたる財源の推移や施設全体の状況から総合的に判断したうえで優先順位を決め、長期的視点で計画的に整備や修繕等を実施していく必要がある。また、職員一人一人が計画を十分に理解し、ファシリティマネジメントの視点に立った施設管理を行っていく。

8. 対策内容・実施時期・概算費用

優先課題として、電気設備や1階空調の経年劣化による予防工事をする。また、非常用発電設備を設置し、ブラックアウトに備えるため整備を進める。

(単位:千円)

対策内容		屋根・屋上防水	内装/電気設備	換気・空調設備	昇降機設備等	計
年度	築年	設備/外装	/外構			
2023	35					
(R5)						
2024	36					
(R6)						
2025	37		15,000			15,000
(R7)						
2026	38	30,000				30,000
(R8)						
2027	39			10,000		10,000
(R9)						
2028	40					
(R10)						
2029	41					
(R11)						
2030	42					
(R12)						
2031	43					
(R13)						
2032	44					
(R14)						
2033	45					
(R15)						

9. 脱炭素化の推進について

「大治町エコオフィスプラン2030」に記載された温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえ、脱炭素化に向けた取り組みとして、施設の維持・更新等については、断熱性能の高い材料の使用や省エネ性能に優れた機器(LED照明等)や太陽光発電設備の導入など、消費エネルギーの省力化及び再生可能エネルギーの導入を推進し、施設の脱炭素化に努めます。